

(株)東京機内用品製作所に対する業務改善勧告について

平成23年2月10日
国土交通省 東京航空局

平成23年1月28日、(株)東京機内用品製作所より、(株)日本航空インターナショナルが運航するボーイング式777-300ER型機の2箇所において、翼上非常脱出用スライドが適切に展開しない状態にあったとの報告がありました。

報告によれば、発生原因は、航空法第20条の規定に基づく認定事業場の業務として同社が実施した2個の非常脱出用スライドの整備作業において、整備マニュアルとは異なる方法でストラップ（スライドの展開順序を制御するひも）を締結したことにあつたとされています。

これを受けて、1月31日及び2月1日、東京航空局において同社に対する立入検査を実施したところ、当該事案の発生原因と思われる不適切な事項が認められたことから、本日、東京航空局長から同社代表取締役社長あて業務改善勧告を行いましたのでお知らせします。

(別添1) (株)東京機内用品製作所の不適切な整備作業について (概要)

(別添2) 認定業務の適正な実施のための業務改善について (勧告)

連絡先

東京航空局保安部

航空機検査官室 山田、大平

電話 03-5275-9292 (内線 7580)

直通 03-5275-9325

※代表電話の交換業務は0830～1745です
この時間帯以外は、恐れ入りますが、直通
でお問い合わせください。

(株) 東京機内用品製作所の不適切な整備作業について (概要)

● 不具合概要

適切に展開しない状態にあったスライドを同社において調べたところ、翼上面部に係るストラップとスライド部に係るストラップにそれぞれ取り付けるべきピンが逆に取り付けられており、その結果適切にストラップが解けず、スライド部が引っかかったままとなり、完全に展開しなかったことがわかった。

(ストラップ：非常用スライドの展開順序を制御するひも)

● 他のスライドの健全性

不具合品と同型式のスライドについて、同社で整備作業を実施した他の30個を順次航空機からとりおろし、同社において2月1日までに健全性の確認を行った。

その結果、さらに1個に同様な不具合が発見された。

(合計2個の不具合)

● 同社に対する立入検査結果(1月31日及び2月1日)

東京航空局において立入検査を実施した結果、当該事案は同社で行ったスライドに対する作業及び検査が適切に実施されなかったためであり、その原因は以下のことが関与していると認められた。

- ・当該作業は2名の作業員で実施する必要があるが、1名は訓練中の者であった。
- ・各作業項目の実施にあたり、作業員の資格、訓練の管理・運用が十分でなかった。
- ・当該ストラップに係る作業は、作業手順書上、作業項目及び検査項目として個別に設定されていなかった。
- ・製造者の整備マニュアルに従った作業が行われなかった。

● 会社概要

(株)東京機内用品製作所 本社:東京都大田区、従業員:約100名

1966年4月に設立され、2001年12月に航空法第20条の規定に基づく認定事業場を取得。認定品目は、脱出スライド、救命胴衣等(非常用装備品)。

東空検第 188 号
平成23年2月10日

株式会社 東京機内用品製作所
代表取締役社長 金子 義夫 殿

国土交通省
東京航空局長 江口 稔



認定業務の適正な実施のための業務改善について (勧告)

(株)日本航空インターナショナルが運航するボーイング式 777-300ER 型機の2箇所において、翼上非常脱出用スライドが適切に展開しない状態にあったことが、同社が本年1月27日に実施したスライドの展開試験等において判明した。

貴社の1月28日付け報告によれば、発生原因は、貴社が航空法第20条に基づく認定事業場の業務として平成20年2月に実施した2個の非常脱出用スライドの整備作業において、整備マニュアルとは異なる方法でストラップ（スライドの展開順序を制御するひも）を締結したことにあるとされている。

これを受けて、1月31日及び2月1日、東京航空局において貴社に対する立入検査を実施したところ、作業者の不適切な配置、製造者の整備マニュアルの確認不足、検査項目設定の不備など、当該事案の発生原因と思われる不適切な事項が認められた。

航空機の非常用装備品は、緊急時に乗客の脱出装置として確実に作動することが求められるにもかかわらず、認定事業場としての貴社における整備作業が適切に実施されなかったことは、誠に遺憾である。

貴社において、本事案を真摯に受け止め、その原因及び背景を同種事例の有無を含めて詳細調査するとともに、下記を含む必要な再発防止対策を策定し、全ての認定業務を適正に実施するよう、業務の改善を勧告する。

ついては、認定事業場として必要な措置を講じ、本年2月24日までに文書にて報告されたい。

記

1. 作業者の適切な配置及び作業記録

- (1) 作業指示の際、実施する作業の量及び質に応じた数の作業者を配置すること。
また、従事できる作業と作業者の資格及び教育訓練との関係を明確にすること。
- (2) 作業に従事した者が特定できるよう作業記録の様式を見直すこと。

2. 作業の実施方法及び検査項目

- (1) 整備マニュアルの手順に従って確実に作業が実施されるよう、作業の実施方法を見直すこと。
- (2) 重要な作業工程については確実に検査が実施されるよう、検査項目の設定基準を見直すこと。